

令和9年度（令和8年度整備）千歳市小規模保育事業（A型）
設置・運営事業者募集に係るヒアリング審査要項

1 目的

この要項は、小規模保育事業（A型）の設置による保育定員の拡大を行う事業者の審査及び決定を行うため、必要な事項を定める。

2 審査会

- (1) 令和9年度小規模保育事業（A型）の設置による保育定員の拡大を行う事業者の審査及び決定を行うため、「千歳市小規模保育事業（A型）設置・運営事業者選考審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。
- (2) 審査会の委員は、次の職にある者をもって構成する。
 - ア こども福祉部長
 - イ こども福祉部次長
 - ウ こども福祉部こども政策課長
 - エ こども福祉部認定こども園つばさ園長
 - オ こども福祉部認定こども園ひまわり園長
 - カ こども福祉部児童発達支援センター長

3 審査の方法

事業者の審査は、審査会により実施する。審査の方法は、書類審査及びヒアリング審査により実施する。

4 評価基準

審査会の委員は、別表「評価票」の評価項目及び評価基準ごとの配点について、次のとおり5段階で評価する。

- ア 「とても良い」を満点
- イ 「良い」を満点の5分の4
- ウ 「普通」を満点の5分の3
- エ 「やや劣る」を満点の5分の2
- オ 「劣る」を満点の5分の1

5 事業者の決定

審査会の評価点は、委員個々の全評価項目の評価点合計の平均値とし、これを参加者の評価点とする。

審査会は、総合点の7割以上の評価点を得た応募事業者の中で評価点を比較し、合計点の得点順に、事業者（法人又は個人）を決定する。なお、審査会は、決定について附帯意見を付することができる。